



**大阪市都島区役所駐車場用地の
使用事業者募集要項**

令和 3 年 4 月
大阪市都島区役所

目 次

	ページ
受付場所・お問い合わせ先	1
1 募集対象物件	2
2 応募資格要件	2
3 使用許可にあたっての条件等	3
4 使用上の制限	6
5 質問受付	8
6 応募手続き	9
7 価格提案書の提出及び審査	10
8 使用許可の手続き	12
9 使用予定事業者の決定の取消し	12
10 使用許可までのスケジュール	13

受付場所・お問い合わせ先

大阪市都島区役所総務課

住 所 〒534-8501
大阪市都島区中野町2-16-20
都島区役所 2階21番窓口

電 話 06-6882-9625

M a i l tb0001@city.osaka.lg.jp

開庁日 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで

大阪市都島区役所駐車場用地の使用事業者募集要項

大阪市都島区役所（以下、「当区」と言う。）が行う大阪市都島区役所駐車場用地使用事業者（以下、「使用事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号	所在地 (住居表示)	使用許可 面積 (㎡)	指定用途	最低使用料（予定 価格） (月額・税抜)
1	大阪市都島区中野町2丁目178-1 (大阪市都島区中野町2丁目16番20号) 別紙図面アのとおり	474.16 別紙図面イ のとおり	平面利用	650,000円

※物件の別紙図面は、公募参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず公募参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、公募時と使用許可開始時の現況が異なる場合は、使用許可開始時の現況を優先します。また、種類、性質に関して本物件調書の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。

- ※1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。
- ※2 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等（10%）が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本実施要領の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 駐車場管理運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) 当区が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者
- (7) 本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから1年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 使用許可にあたっての条件等

(1) 土地の使用許可条件

- ア 使用事業者は、駐車場として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。
- イ 指定用途は駐車場運営のための平面駐車場に限定します。指定用途を変更することはできません。また、使用目的・利用計画については、後掲の応募申込書及び土地利用計画図にて提示していただきます。なお、当区の承認を得ずに使用内容を変更することはできません。

(2) 駐車場の運営条件

1 《管制機器等の設置》

- ア 駐車場はゲート式とし、使用事業者は、駐車券発行機、無料化処理機器（窓口設置用2台）、全自動精算機、カーゲート等、駐車場の運営に必要な機器を当区と協議のうえ設置するものとします。なお、駐車場東側から入場し、北側から退場となるよう設定すること。
- イ 駐車場出口における歩行者及び自転車の通行を禁止する看板を設置するとともに、ゲートバーには「歩行者・自転車通り抜け禁止」などの垂れ幕等を取り付け、また駐車場利用者が出入口を誤ることのないよう、看板等を設置し、安全対策、事故防止対策を行うこと。
- ウ カーゲートは、緊急時等のため、遠隔操作が可能であるものとする。
- エ 精算機は高額紙幣に対応できる機種とし、操作の説明を表示すること。
- オ 故障等トラブル発生時等に、使用事業者と駐車場利用者が直接連絡できるよう、緊急連絡先（24時間365日、フリーダイヤル必須）を駐車券発行機及び精算機の分かりやすい位置に大きく掲示すること。
- カ 電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- キ 管制機器等の設置が完了するまでの間は、開庁日の午前8時30分から午後6時までは駐車場内に1名以上の人員を配置し、通行人の安全確保や車両の誘導などの事故防止策を講じること。
- ク 3《駐車料金》のイ. に該当する利用者に交付するための駐車サービス券を用意すること。枚数等は別途協議とします。

2 《営業日及び営業時間》

- ア 営業は、一年を通じ、毎日24時間の中で営業可能とします。ただし、午前8時30分から午後9時30分は必ず営業すること。
- イ 当区での設備点検日、各種選挙にかかる投票日、当区業務をはじめとする事業実施日等において、臨時休業、営業時間の変更又はスペースの確保等を要請した場合は応じること。
- ウ その他災害時等、当区において必要がある場合、別途協議とします。

3 《駐車料金》

- ア 近隣の有料駐車場の状況を勘案し、当区と使用事業者の協議のうえ設定すること。使用期間内に変更することも可能とするが、変更する際は、改めて当区と協議のうえ設定することとし、十分な周知期間を設けるとともに、広く周知すること。
- イ 区役所利用者のうち、次に掲げる障がい者自ら運転する車両又は当該障

がい者が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の者が運転する車両は無料とすること。

- ・身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・療育手帳の交付を受けている者

なお、該当する利用者には、当区窓口にて駐車サービス券を交付します。

ウ．公用車及び当区において特に必要と認められた車両（工事・点検車両、当区実施事業のために招へい者等が使用する車両）については、無料とすること。なお、無料処理は当区窓口にて行います。

(3) 禁止する用途

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

ウ 政治的用途・宗教的用途に使用することはできません。

エ 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。

オ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

(4) 使用許可期間

令和3年9月19日から令和4年3月31日までとします。

・使用許可期間満了の**30日前**までに書面により当区に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の**3か月前**までに、書面にて意思表示をしてください。

・更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和8年9月18日まで）を超えることができないものとします。

※ 当区の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や当区の指導に従わない場合は更新を認めません。

・使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

(5) 使用料

ア 当区が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用事業者を決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税を加算します。

イ 使用料は、別途発行する納入通知書により、当区が定める納入期限までに納入してください。また、使用許可を更新する場合の納入期限については別途、当区が指定します。なお、公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

(6) 電気使用料

電気使用料は使用事業者の負担とし、別途発行する納入通知書により、期限までに納入するものとします。なお、使用電力計測用の子メーターは使用事業者にて設置してください。

(7) 保証金

使用事業者は、保証金として、次のア及びイの合計額を別途発行する納入通知書により、一括で納入期限までに納付しなければなりません。ただし、アについては使用料全額前納を条件に免除します。イについては使用事業者の提示する土地利用計画により免除する場合があります。

ア 使用料（消費税等を加算したもの）の3月分

イ 原状回復担保相当として本市の定める額

(8) その他必要経費等

駐車場運営にかかるすべての経費（例えば、施設設備等の整備・設置にかかる費用や看板作製・設置費、設備機器等の設置費、消耗品費、保守・維持管理経費、電話代、保険料、行政財産目的外使用許可期間満了に伴う現状復旧にかかる費用、管制機器等の設置・撤去に伴う安全対策にかかる経費等）は使用事業者の負担とします。

5 使用上の制限

(1) 使用上の制限

- ア. 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を確実に納付すること。
- イ. 使用物件は、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存すること。
- ウ. 使用事業者は、使用物件を指定する用途以外に供してはならない。
- エ. 使用事業者は、使用物件を他の者に使用させ又は担保に供してはならない。ただし、業務の一部について、当区が承認した場合はこの限りではない。
- オ. 使用事業者は、使用物件について、修繕、模様替え、その他原型を変更する行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。
- カ. 設備機器の設置・撤去等の作業にあたっては、業務の妨げにならないように行うとともに、作業が開庁日の場合、午前8時30分から午後6時までは駐車場内に1名以上の人員を配置し、通行人の安全確保や車両の誘導などの事故防止策を講じること。また、作業員の安全衛生に十分な対策を行うこと。

(2) 維持管理責任

- ア. 利用者及び近隣住民等周辺通行者への安全対策、事故防止策を充分に行うこと。
- イ. 利用者や近隣住民等からの緊急時対応及び苦情対応の各処理業務を行うこと。
- ウ. 駐車場営業にかかる苦情・事故などが発生した場合、速やかに当区へ報告すること。また、処理に係る対応について報告書を作成し提出すること。

- エ. 駐車場を管理運営するための施設設備の保守点検等の維持管理及び駐車場の清掃を行うこと。
- オ. 万一の事故等に備えて、損害保険に加入すること。
- カ. 毎月の月報（日別の入庫台数・売上などを記載）を整備し、翌月 10 日までに当区に報告書を提出すること。その他、決算報告書など都島区役所駐車場管理運営に係る資料について、当区から指示があれば速やかに提出すること。
- キ. 集客促進のため、看板等の設置又は広報等を行う場合は、当区と事前に協議すること。また、デザイン・サイズ等、当区が区役所として外観上相応しくないと判断した場合については、設置等を認めない。なお、設置等にかかる費用は全て使用事業者負担とする。

(3) 使用許可の取消又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることがある。

- ア. 当区において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合
- イ. 使用事業者が使用許可書及び本募集要項の各条項に違反した場合
- ウ. 応募資格の詐称その他不正な手段によってこの許可を受けた場合
- エ. その他管理運営上において当区が必要と認めた場合

(4) 原状回復

- ア. 使用許可を取り消した場合又は使用期間が満了し、引き続き使用を許可しない場合は、使用事業者は、当区の指定する期日までに使用物件を当初の使用許可開始時の原状に回復して返還しなければならない。ただし、当区が特に承認した場合は、この限りでない。
- イ. 使用事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しない場合は、当区がこれを行い、「3. (7) 保証金」の規定により納付された解体撤去費相当額の保証金をその費用として充当する。また、充当してもなお不足金額がある場合は、追納しなければならない。なお、残置物の処分に当たり、残存価値にかかわらず補償は行わない。これらの場合、使用事業者は何等の異議を申し立てることができない。

(5) 損害賠償

- ア. 使用事業者は、その責に帰する理由により使用物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損した場合は、当該滅失または毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。（本件業務にかかるリスクに対応する損害保険に加入しておくこと。）ただし、使用物件を原状に復したと当区が認めた場合はこの限りではない。
- イ. 前項に定める場合のほか、使用事業者は本募集要項及び使用許可書の各項に定める義務を履行しないために当区もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

- (6) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄
ア. 公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合においては、使用事業者は当該取消によって生じた損失の補償を当区に請求しないものとする。
イ. 使用事業者は、使用物件に投じた改良のための有益費及び修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。
- (7) 実地調査
当区は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。
- (8) 法令遵守
本件の使用にあたっては、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規定を遵守すること。
- (9) 第三者使用の禁止
使用事業者は、本物件を他の者に使用させ、又は担保に供することはできません。
なお、賃貸駐車場は**他の者の使用**と解釈しません。
- (10) 設備等の設置・変更
整備工事を行う場合や、駐車場・駐輪場にかかる設備及び自動販売機等を設置する場合は、当区の許可・承認を得た上で、使用事業者の負担と責任で行ってください。
- (11) 原状回復
物件の返還時には、当区が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可開始時の原状に回復してください。
- (12) 前記3の(1)、(2)、(3)に定める本物件の使用状況を確認するため、当区が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります。
また、当区の事務事業遂行上必要となる場合は、当区職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。
- (13) 使用許可書の各条項に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 質問受付

物件に関して質問等がある場合は、別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。なお、質疑書以外での質問は受け付けません。

- (1) 質問受付期間 令和3年4月30日から令和3年5月13日午後5時まで
(2) 電子メール送信先 tb0001@city.osaka.lg.jp 大阪市都島区役所総務課
(3) 質問回答予定 令和3年5月20日午後5時から

回答要旨は令和3年5月20日(木)から令和3年5月27日(木)まで当区ホームページ「産業・ビジネス>公売・市有財産の売払・貸付・使用許可>市有財産の使用許可の公募>事業者募集案件>駐車場・平面利用」に掲載します。

6 応募手続き

応募受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。)
また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(1) 応募受付期間（1 ページに記載の閉庁日を参照）

令和3年5月20日（木）から令和3年5月27日（木）まで

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 応募受付場所（1 ページに記載の受付場所を参照）

大阪市都島区中野町2-16-20（都島区役所2階）

大阪市都島区役所総務課

(3) 応募に必要な書類

ア 応募申込書（当区所定様式）

イ 誓約書（当区所定様式 A4 サイズ両面）

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

エ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

オ 土地利用計画図（土地の利用にあたっての計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。）

カ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書（その3）に限る。

キ 事業概要

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和2年分の所得税確定申告書の写し

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表及び損益計算書

※ ウエについては、発行後3か月以内のものに限ります。

なお、オについては、特に様式は定めていませんので、各自で作成してください。

※ 当区が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

(4) 応募受付時に交付する書類

ア 応募申込受付証（受付印を押印したもの）

イ 委任状（当区所定様式）

ウ 価格提案に係る注意事項

(5) 応募にあたっての留意事項

- ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
- ウ 提出された入札参加申込書の内容が本実施要領3(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。
- エ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業日前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

7 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和3年6月3日(木)

午前10時45分から11時までに価格提案書を提出していただき、午前11時から価格提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市都島区中野町2丁目16番20号
都島区役所3階 第1会議室

(3) 当日持参するもの

ア 応募申込受付証(応募申込時に交付したもの)

※ 原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印(実印)の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。なお、押印について、価格提案者本人にあつては実印、代理人にあつては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額の使用料(税抜き)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募者立会いのもとで行います。
- イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格提案審査事務に関係のない当区職員を立ち合わせます。
- ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案の無効

- 次のいずれかに該当する価格提案は、無効とします。
- ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの
 - イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの
 - ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの
 - エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの
 - オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案したときは、その全部のもの
 - カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
 - キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの
 - ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
 - ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
 - コ 価格提案に関し不正な行為を行った者が価格提案したもの
 - サ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 使用予定事業者の決定

- 使用予定事業者は、当区が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ、最高金額をもって価格提案した者とします。
- なお、使用予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

- 最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより使用予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。
- 当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、当区が指定した者（価格提案審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

- 使用予定事業者を決定したときは、価格提案参加者名及び提案金額を、使用予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。
- 決定後は、使用予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 使用許可の手続き

使用許可の申請手続きは、令和3年7月20日(火)までに提出してください。なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

(1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用事業者の負担となります。

(2) 使用料については、次の納入期限までに当区発行の納入通知書により全額を一括納付していただきます

期 間	納 入 期 限
令和3年9月18日から令和4年3月31日まで	令和3年8月31日

(3) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

9 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

使用許可までのスケジュール

